

新潟市社員スキルアップ応援事業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が、労働者の能力及び企業価値の向上を図るため、教育訓練を実施する場合に、当該事業主に予算の範囲内で支援金を交付することについて、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号の掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項の指定感染症として定められた「新型コロナウイルス感染症」とする。
- (2) 中小企業等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同法上に規定のない法人又は組合で市長が特に認める者をいう。

(支援対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者（以下、「支援対象者」という。）は、次に掲げる要件全てに該当する者とする。

- (1) 新潟市内に主たる事業所又は従たる事業所を有する中小企業等であること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年4月1日以降に、次に掲げる要件いずれかに該当する事業主であること。
 - ア 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、雇用保険法（昭和49年法律第116号。）第62条第1項第1号の規定並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。）第102条の2及び第102条の3の規定に基づく雇用調整助成金（職発0310第2号に基づく緊急特定地域特別雇用安定助成金含む。以下「雇用調整助成金等」という。）の支給決定を受けていること。
 - イ 雇用の維持や事業の継続を目的とした国、新潟県、新潟市の助成を受けていること。

ウ その他市長が特に必要と認めた事業主であること。

(支援対象教育訓練)

第4条 支援の対象となる教育訓練（以下、「支援対象教育訓練」という）は、市内事業所の従業員を対象とし、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間に行った職業に関する知識、技能、技術の習得や向上を目的とするもので、支援対象者が経費の負担を行ったもの（従業員が自己啓発等で行った通信教育、資格取得等を含む）。

(支援対象経費)

第5条 支援を受ける対象となる経費（以下、「支援対象経費」という）は、第4条に規定した支援対象教育訓練を実施するために支援対象者が支払った費用のうち、講師謝礼、訓練に使用する教材代、会場借り上げ代、受講料、eラーニング利用料、その他の市長が必要と認めた費用とする。

(支援金の額)

第6条 支援金の額は、支援対象経費の2分の1とし、1、000円未満の額は切り捨てる。

2 前項の規定による支援金の額は、1事業所あたり3万円から10万円以内とする。

3 同一の事業所は、1回目の申請に係る交付決定額が10万円に達しない限り、2回目まで申請ができるものとする。この場合において、2回目の申請に係る支援金の上限額は、10万円から交付決定済額を差し引いた額とする。

(支援金の交付申請)

第7条 支援金の交付を受けようとする者は、支援対象教育訓練を実施する前に、新潟市社員スキルアップ応援事業支援金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 第3条第2号に該当することが確認できる書類の写し
(雇用調整助成金等の決定通知書)
- (2) 新潟市社員スキルアップ応援事業支援金（申請・実績）額計算書
(別記様式第2号)
- (3) 新潟市社員スキルアップ応援事業教育訓練（実施計画書・実績報告書）
(別記様式第3号)
- (4) 教育訓練の内容が確認できる書類
(開催期間やカリキュラム等が記載されたチラシ・パンフレットの写し)

- (5) 訓練を受ける者が従業員であることが確認できる書類（保険証等）の写し
- (6) 支援対象経費の内容及び金額が確認できる書類（見積書等）の写し
- (7) 中小企業等であることが確認できる書類（資本金・従業員数が確認できる書類の写し）
- (8) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（新潟市指定様式）
- (9) 前各号のほか、市長が必要と認める書類

（実績報告）

第8条 支援対象者は、新潟市社員スキルアップ応援事業支援金実績報告書（別記様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、補助事業を完了した日（支援対象教育訓練の終了日又は対象経費の支払い完了日）から起算して30日を経過する日又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに市長に提出するものとする。

- (1) 新潟市社員スキルアップ応援事業支援金（申請・実績）額計算書（別記様式第2号）
- (2) 新潟市社員スキルアップ応援事業教育訓練（実施計画書・実績報告書）（別記様式第3号）
- (3) 支援対象経費の支払完了が確認できる書類（領収書等）
- (4) 対象訓練が完了したことが確認できる書類（受講証明書等）
- (5) 対象訓練の内容が確認できる書類（訓練時に配布された資料等）
- (6) 対象訓練を実施したことが確認できる書類（訓練の様子を撮影した画像等）

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。